履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 吹田子ども家庭センター | 契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。契約名称：外国人相談通訳　１　契約期間：令和３年10月13日２　契約金額：6,000円３　完了日：令和３年10月13日４　検査日：令和３年10月14日 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【大阪府財務規則】（検査）第69条４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。【大阪府財務規則の運用】第69条関係　２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。 |

　 | 検出事項の原因は、検査は予め指定された検査員が行うということを事業担当者が認識していなかったことにある。　再発防止に向け、指摘事項を所属職員に周知し、今後は定例事業に係る年度当初の検査員の指定に加え、急遽発生する事業等に係る検査についてはその都度検査員を指定の上、検査実施時にも指定状況の確認を行うよう徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 吹田子ども家庭センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが５件あった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年４月１日 | 令和３年４月６日 | 令和３年４月６日 | 230円 |
| Ｂ | 令和３年12月15日 | 令和３年12月24日 | 令和３年12月27日 | 1,020円 |
| Ｃ | 令和４年１月２日 | 令和４年１月４日 | 令和４年２月１日 | 1,080円 |
| 令和４年１月20日 | 令和４年１月20日 | 令和４年１月20日 | 1,080円 |
| Ｄ | 令和４年３月15日 | 令和４年３月21日 | 令和４年４月８日 | 440円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 検出事項について、過誤払となった旅費の戻入手続を行い、収納を確認した。　また、所属職員への注意喚起を行うとともに、旅費支給事務担当者が旅費集計前に重複入力の確認を徹底することとした。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

旅費の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 吹田子ども家庭センター | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが３件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 兵庫県明石市 | 令和３年６月23日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |
| 兵庫県明石市 | 令和３年６月24日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |
| 兵庫県明石市 | 令和３年６月25日 | 2,340円 | 令和３年８月12日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 　検出事項について、旅費の概算払を受けたときは精算行為が必要であることを所属職員に周知した。　また、旅費支給事務担当者が精算状況を把握し、精算が行われていない場合は該当職員に対し処理を促すことを徹底することとした。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月９日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 南河内農と緑の総合事務所 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが４件含まれていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 |
| 平成23年度 | 広域農道23境界復元測量業務の支出命令 | 609,000円 | 609,000円 |
| 平成24年度 | 広域農道岩湧地区24物件調査業務の支出命令 | 518,700円 | 518,700円 |
| 平成26年度 | 広域農道（26）トンネル点検・診断業務の支出命令 | 810,000円 | 810,000円 |
| 平成26年度 | 広域農道岩湧地区（26）物件調査業務の支出命令 | 529,200円 | 529,200円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。（参考）建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項は、大阪府財務諸表作成基準及び大阪府公有財産台帳等処理要領 別表４ 固定資産計上基準表を十分に理解しないまま事務処理を行ったことが原因で生じたものであることから、関係者に対してこれらの基準を周知し、建設仮勘定について再確認を行った。再確認を行ったところ、検出事項以外に７件の計上誤りが判明したことから、計11件の支出について、財務諸表上の修正を行った。今後は、複数人で確認を行うなど、チェック体制を強化することにより、適正な事務処理を行う。 |

資産と費用の区分誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月22日）